

社会資本整備重点計画について

1. 社会資本整備重点計画とは

- 社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定する計画（閣議決定事項）
- 対象は、道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地及び海岸並びにこれら事業と一体となってその効果を増大させるため実施される事務又は事業
- 第1次計画（平成15～19年度）、第2次計画（平成20～24年度）、第3次計画（平成24～28年度）
- 主な計画事項
 - ・ 計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標
 - ・ 重点目標の達成のため、計画期間において効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要
 - ・ 社会資本整備事業を重点的・効果的かつ効率的に実施するための措置 等

2. 第4次計画の策定経緯

H27年 6 月 3 日	社会資本整備重点計画の見直しについて、社会資本整備審議会・交通政策審議会に諮問
H27年 7 月 3 日	第4次「社会資本整備重点計画」（素案）提示
H27年 7 月 24 日	第4次「社会資本整備重点計画」（原案）提示
H27年 7 月 30 日	パブリックコメント・都道府県の意見聴取 等
H27年 9 月 1 日	第4次「社会資本整備重点計画」（案）提示
H27年 9 月 14 日	社会資本整備審議会・交通政策審議会から答申
H27年 9 月 18 日	閣議決定 第4次計画（平成27～32年度）

会を実現するため、情報の入手・利用環境の整備、信頼性の向上を図るとともに、先導的土木事業に CIM を導入し、調査・計画・設計から維持管理に至るプロセスのシームレス化を図る。また、ICT やロボット技術等を活用した情報化施工・無人化施工等の更なる高度化や、建築分野における BIM⁸³の導入事例の蓄積を図る。

このほか、技術研究開発のみならず、技術政策全般を総合的に俯瞰し、事業・施策と一体的に推進するため、新たに「国土交通技術の海外展開」、「技術政策を支える人材育成」、「技術に対する社会の信頼の確保」に取り組む。

第6節 地方ブロックにおける社会資本整備重点計画の策定

新たに設定される重点目標と政策パッケージを戦略的に推進するため、全国レベルの計画である本重点計画に基づき、各地方の特性に応じて重点的、効率的、効果的に整備するための計画として、国が地方ブロックにおける社会資本整備重点計画を策定する。

策定に当たり、国が、各地方において、地方公共団体や地方経済界、有識者等との十分な意見交換を行い、社会資本に関する現状と課題やストック効果の最大化に向けた取組など社会資本整備の重点事項等について検討し、取りまとめる。

また、国土形成計画（広域地方計画）と調和を図りつつ、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略や国土強靱化地域計画など、各地方で策定される計画と連携し、各地方を取り巻く社会経済情勢等を踏まえた即地性の高い計画となるよう検討を行う。その際には、優先度と時間軸を考慮した選択と集中の徹底を図りつつ、特に、経済と財政双方の一体的な再生に資する観点から、社会資本のストック効果を最大限発揮できるよう、供用時期の明示など、民間事業者等の利用者のニーズに資する情報提供を含め、社会資本整備と民間投資の相乗効果が発揮されるよう取り組むこととする。

第7節 重点計画のフォローアップ

本重点計画で掲げた目標の達成状況、事業・施策の実施状況の把握等により、政策上のボトルネックの確認等を行い、社会や時代の要請の変化を踏まえつつ、重点計画の改善検討を行うものとする。

その際、第2章で示した重点目標達成のために実施すべき事業・施策の進捗状況の把握に当たっては、KPI その他の指標の実績値の把握とともに、指標を定めていない事業・施策についても、可能な限り関連する客観的なデータの集積や目標レベルの設定の試み等に努める。また、事業・施策が国民生活等にいかなる成果をもたらしたかも含めて、重点目標の達成状況を把握するものとする。

さらに、本重点計画の基本方針として掲げる機能性・生産性を高める戦略的インフラマネジメントの効果的な実行手法や仕組み、実施状況の評価についても検証し、充実強化を図るものとし、その際には、集約・再編を含めた戦略的メンテナンスや既存施設の有効活用といった取組も踏まえた事業・施策の進捗状況の把握の在り方も含めて検討を進める必要がある。

⁸³ BIM (Building Information Modeling) : コンピュータ上に作成した3次元の形状情報に加え、建築物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルの構築。

『広域地方計画』と『地方ブロックにおける社会資本整備重点計画』の関係

- 『広域地方計画』は、対流促進型国土の形成に向けて、各広域ブロックの将来像や地域戦略等について示すもの。
- 『地方ブロックにおける社会資本整備重点計画(地方重点計画)』は、『広域地方計画』と調和を図り、各地方においてストック効果の最大化に向けた取組など、社会資本整備の重点事項等について示すもの。

	広域地方計画 ～長期的な広域ブロックづくりの指針～	地方重点計画 ～地方ブロックにおける社会資本整備の具体的計画～
目的	新たな国土形成計画(全国計画)が目指す「コンパクト＋ネットワーク」の具体化を図るため、広域ブロックにおける <u>国土の利用、整備及び保全を推進するための総合的かつ基本的な計画</u> として定めるもの。	社会資本整備重点計画に基づき、各地方の特性に応じて社会資本を重点的、効率的、効果的に整備するため、地方ブロックにおける <u>社会資本整備の具体的な計画</u> として定めるもの。
計画の対象	<u>国土の利用、整備及び保全に関する府省にまたがる施策全般</u>	道路、空港、港湾、下水道、河川等の <u>社会資本整備事業</u>
計画期間	今後概ね10年間	<u>H27～32年度の約5年間</u>
対象地域	<u>全国8ブロック</u>	広域地方計画の8ブロックに北海道と沖縄を加えた <u>全国10ブロック</u>
根拠法	国土形成計画法 [第9条 国土交通大臣は、次に掲げる区域(以下「広域地方計画区域」という。)について、それぞれ国土形成計画を定めるものとする。【略】] 2 前項の国土形成計画(以下「広域地方計画」という。)(【略】]	社会資本整備重点計画(閣議決定) [第2章第6節 地方ブロックに社会資本整備重点計画の策定 【略】本重点計画に基づき、各地方の特性に応じて重点的、効率的、効果的に整備するための計画として、国が地方ブロックにおける社会資本整備重点計画を策定する。【略】]
策定者	国土交通大臣 (大臣決定)	国土交通大臣、農林水産大臣 (大臣決定)
計画に盛込む内容(案)	○国土の形成に関する方針 ○国土の形成に関する目標 ○目標を達成するために一の都府県の区域を越える広域の見地から必要と認められる主要な施策(広域プロジェクト) ◇ハード・ソフト一体となった施策パッケージ ◇広域プロジェクトを支える必要不可欠な広域性のある事業の中から代表的な事業を記載	○現状と主要課題 ○目指すべき将来の姿と社会資本整備の基本戦略 ○社会資本整備の重点目標 ◇重点目標とプロジェクト ◇プロジェクト毎に「課題と目指す姿」「重点施策」「指標」「主要取組」を一連のストーリーとしてとりまとめ ◇取組の時間軸を明確化し、ストック効果を見える化

地方ブロックにおける社会資本整備重点計画の策定フロー(案)

